

森有礼における教育人間像

——「個人」と「國家」をめぐって——

武田清子

一、まえがき——相反する二つの相

二、近代的人間観

(1) 信教自由論

(2) 日本教育策

(3) 廃刀論・妻妾論・明六社

三、国家主義的人間観

(1) 国体主義教育論

(2) 師範教育に見る教師像

四、森有礼における教育人間像の問題

一、まえがき——相反する二つの相

明治二十二年二月十一日、文部大臣の正服をつけて、憲法発布の式典に参列しようとする朝、森有礼は、官邸において西野という刺客の刃にかかり、翌日死んだのであるが、徳富蘇峰は『国民之友』⁽¹⁾に於て、森の死をいた

んだ文章の中に次のように彼の一生を評している。

「ひそかに君の一生を案するに、……其の前半に於ては米国風の感化を受け、其の後半に於ては大陸風の感化を受け、前半に於ては一個人的の主義を主張し、後半に於ては国家的の主義を主張し、前半に於ては非常なる急進家となり、後半に於ては非常なる保守家となり、前半に於ては自由言論の勇将となり、後半に於ては擅制主義の保護者となり、特に前半に於ては人民より武器を取り去るの廢刀論を主張し、後半に於ては人民に強て武器を授くるの武事教育の断行家たるを見れば、吾人が其の一生に於て一正一反の原動反動ありしと謂ふは、敢て過当の品評にあらざるを信ず。」

明治二十年代において、平民政義の勇将であり、森の人物と思想に関して、こうした鋭い適確な批評を下した蘇峰自身、後にはこれに類する批評が自らにむけられるにふさわしい転向をなすことは皮肉な歴史の事実であるが、森の一生を見る時、たしかに蘇峰の指摘するように、その前半と後半とが思想的に全く相反する二つの様相を呈していることを見出すのである。

森有礼は弘化四年（一八四七年）七月十三日薩藩士森有惣の五男として鹿児島城下次本村城ヶ谷に生れた。好学の家庭に育てられ、藩の学校造士館、及び、開成所に学び、漢籍などを修めたが、幼い頃、外国については林子平の『海國兵談』により海外の事情への関心をよびきされたらしい。薩藩は、文久二年（一八六二年）の生麦事件の余波として、翌年六月に英艦七隻が鹿児島湾頭にあらわれ、薩英両軍が砲火を交えるといった出来事があり、その結果、薩藩人士の眼が世界の大勢にむかってひらかることとなつた。そしてそれは、藩主島津斉彬公

による開成所の開設となり、やがて、秀逸な少年たちをイギリスに留学生として派遣するという藩の方針ともなつたのである。幕府の嫌疑を恐れて、脱藩と称して十名の少年たちを慶應元年（一八六五年）三月二十一日英商グラヴァーの汽船オースタライエン号にひそかに搭乗させ、渡英せたのであるが、当時、十九歳の森有礼はこれら十人の薩藩留学生の一人であった。一行は船中で髪を切り、服装を洋風に改めてイギリスに渡ったという。

森は海軍に将来従事する予定で、その準備として化学、数学、物理学を研究したが、二年後の慶應三年（一八六七年）には、薩藩が母国日本における王政復古の動きの枢軸にあつたため、学資の不足を来て来た。留学生の大半は帰国し、森は数名の仲間と共にアメリカに渡り、ハリス⁽²⁾という宗教家（ハリスは、クエーカーであったという人もあるが、事実はスエーデンの神秘主義的キリスト教思想家スエーデンボルグ Emanuel Swedenborg, 1688-1772 のはじめたスエーデンボルジアン⁽³⁾の教義を信じていたらしい。）のところでアルバイトをしながら世話をなり、ハリスを通して森はキリスト教に接したのであった。明治元年（一八六八年）には、母国の明治維新の大変革をきき、ハリスのすすめもあって六月に帰国しているから、満三カ年にわたる欧米の留学であった。その間、夏休みには、一般学生の風習にならって休暇旅行を試み、イギリスからロシヤの都ペトログラードに赴き、ロシヤの民情を知ろうと努めている。

帰国後政府の役人となるが、明治二年には廃刀論（後述）で問題を起し、鹿児島に帰らざるをえなくなつたりもするが、明治三年（一八七〇）にはアメリカへの最初の遣外使臣（弁務使）として渡つてより、明治六年（一八七三）帰国するまでの間、本務をはげむと共に、熱心にアメリカの文物、及び教育事情を研究した。また、日

本の教育に関してアメリカ各界の人士の意見をきくなど、当時在外邦人の中では森ほど西洋の教育に詳しい者はいなかつたと云われる。それは、明治十三年（一八八〇）より彼が公使としてイギリス滯在中、歐洲各国における憲法制度の組織、及び、運用の調査研究のために明治十五年渡欧した伊藤博文を、パリの宿に訪ね、国家の前途について数日にわたって大いに議論を闘わしたようであるが、我国に立憲政治を布くための最大の要件は教育を盛んにすることだと森が強調するのに同意し、他日、日本における教育振作の大使命を果しうるのは、森有礼をおいて外にないと伊藤が云つてのことによつてもうかがわれる。「僕即今的人物を通覧するに、学者も不学者も政治を談ぜざる者なし。而して政治の進歩を謀る、教育に基くの必要なるを説く者あるも自ら奮て教育の事を担当せんと欲する者あるを見ず、縦令之あるも、其人自ら学を好む者に非ざれば、竟に其事を成し得る能はざるをトするに足る。即今我国の学者中、教育の事に意を注ぐ者なきに非ざるべしと雖、将来我国の治安を進めるの目的を以て、教育の基礎を定むる識見あるの人を見ず。……是僕が賢兄に向て誠に之を望む所以にして、賢兄も亦敢て之を辞する能はざるべきものある信ずるなり。」これは、やがて、第一次伊藤内閣の成立⁽⁴⁾にあたり、内閣総理大臣伊藤博文の推せんにより、森がわが国最初の文部大臣となることを予告するものであった。

森は、最初の在米時代はハリスの影響のもとにキリスト教信仰に非常に接近し（受洗の有無は不明）、帰国しては、誰よりもまっさきに廃刀論をとなえ、また、再度アメリカに行つた時には信仰、良心の自由を主張する「基督教自由論」をはじめ、教育に関する書物などを私版、公版している。母國に帰るや、明治初期における最も進歩的な啓蒙的学術結社としての「明六社」を主唱して、福沢諭吉、西村茂樹、加藤弘之、中村正直、西周、津田真

道その他と共に結成したのであるが、「明六雑誌」による彼らの活潑な言論活動は、我国の政治・道德・宗教・風俗・制度・言語などの改善に今日の我々の想像しがたいほどの大きな貢献をした。森の「妻妾論」なども我が国最初の一夫一婦論として注目すべきものである。

このように、森は、その一生の前半においては、西洋の風俗、文明を大胆に導入し、西洋のキリスト教的、自由主義的個人主義の立場に立つての人権の確立のために目ざましい活動をなすのであるが、その後半、即ち、文部省に入り、ことに、文部大臣になつてからの彼の日本の教育に対する働きは、一口に云えば「國體教育主義」という言葉で表現されうる國家主義的教育の権化のような存在となる。そして、それを小学校より帝国大学にいたるまで徹底して行おうとしたのであり、師範学校の改革もこの教育の貫徹を目的とするものに外ならなかつた。そういう意味で、森の人とその思想を概観する時、そこには全く相反する二つの相が並び存在していることを見出すのである。それは、彼の生涯の前半と後半とが相反する二つの相を呈しているとも云えるし、また、彼の生涯を通じて、二つの相反する要素、二つの側面が並行線をたどつて來たとも云えるようと思えるのである。その二つの要素、二つの側面とは、「個人」と「國家」、或は「近代的人間觀」と「國家主義的人間觀」という表現に托しうるような内容のものである。

この小論においては、森有礼の思想を、その近代的人觀と國家主義的人間觀との二つの軸においてさぐり、「個人」と「國家」をめぐって、森有礼における教育人間像の問題を考えてみたいと思うのである。

二、近代的人間觀

植村正久に愛された弟子であり、大正年間ににおけるすぐれた伝道者として、青年たちの信仰指導に重要な働きをした森昭は、共助会の創始者でもあるが、その母森寛子（森有礼の未亡人）も息子の昭と共に植村正久より受洗した熱心なキリスト教信者であった。この森寛子は森の後妻であり、不慮の災難による夫の死の故に、約一年半しか生活を共にしていないが、一人の人格として自分を尊び取扱ってくれた家庭における夫森への感謝を生涯持ちつづけた人だと云われている。彼女は、「森有礼の思ひ出」という文章の中で、亡き夫のことを次のように語っている。

「主人は自分の信仰に就ては一度も私に話したことはございませんでした。しかし、聖書は随分熱心に研究して居りました様で、若い頃は書生に講義をしてやつてゐたことがある相でございます。その生活は全く信者と同じ様な謹厳なものでございました。」⁽⁵⁾

森がキリスト教に入信したかどうかは不明である。受洗したという確証はない。しかし、あるセクトでは人信に際し洗礼を受けないから、受洗の有無だけが信者であったか否かの証拠とはならない。ハリスのもとにあった森ら日本人留学生たちは「其（ハリス）徒弟となり、耶穌の門に入り、アーメンの声頗る熱心なりき」と云われているから、ハリスの人格的影響を通してキリスト教に深い関心をいたいたことは事実であるが、入信の有無も、生涯を通じて信者であったか否かもはつきりはわからない。⁽⁶⁾更に、森が清國駐在全権公使として北京にあつ

た明治九年一月、李鴻章と会見した時、話が西欧の風俗文化を攝取することと自國の精神的独立との関係によび、森が、服装その他西欧の文物を大胆に取り入れる明治の変革が日本の進歩のために必要と信じることを述べ、更に、婦人は人間の母であり、一国一家の母である。ところが、アジア諸国ではどの国でも婦人を卑視し、獸類に対すると同等の取扱いをしているが、そういう点ではアジア人は下賤野卑で禽獸と余り変らないと云つたのに對し、李鴻章は「是甚奇異の論なり。閣下は西教（キリスト教）の徒乎。」ときつ問するのに對し、森が「拙者に於ては西教、仏教或は回教其他と雖、一も宗教の名あるものを奉ずることなし。現に斯の如きの俗人なり。

只平素正道を守り人を害するなきを以て一身の目的と為すのみ。然れども又我心の我心を迷はすありて甚之を行ひ難しとす。」⁽⁸⁾（傍点筆者）と答えていることは、彼がキリスト教信者でなかつたと云う説の根拠ともなりえよう。

しかし、彼が個人として自覺的に回心をもつてキリスト教に入念したか否かは別として、森の前半の思想の特色とも云うべき近代的、個人主義的人間觀が、キリスト教の信仰、或は、少くとも彼がイギリス、及び、特に、アメリカにおいて接したキリスト教的、乃至、西洋近代的なものの考え方に基いていたことは、彼の當時書いたものから明らかに見られるところである。

先ずこうした彼の第一の時期における思想的立場、人間理解の特色を、彼の「日本における宗教の自由」を論じた『信教自由論』、アメリカの有識者たちの意見を徵して編纂した『日本教育策』、ランマンに編させた『アメリカにおける生活と資源』などに見る主張や解説、及び、廃刀論、妻妾論、明六社の運動など、明治初期における活発な文明開化の啓蒙活動などによりあとづけてみたいと思う。

(1) 信 教 自 由 論

森の生涯において、日本の近代化のためになした発言のうち、恐らく最も貴重なものと思われるものは、彼が明治五年、アメリカに代理公使として駐在中、三条実美公への建白として英文で草した「日本における宗教の自由」だと云つていいのではないかと思う。そして、この文章は森個人にとって重要な発言であるばかりでなく、日本における信教の自由の歴史においても、非常に重要な意味を持つ文書だというべきであろう。

この文書に関して、吉野作造は次のような解題を行つてゐる。「日附を見ると之は明治五年十一月二十五日（陽暦）の作である。恰度岩倉大使が米国を出発してから三カ月余りになる。大使滞在中は日本政府の宗教政策に対し、米国の輿論なかなか手厳しかつたと云うから、之に応する考でこの一篇を草されたのではなかろうか。……この一篇が眞に三条公に対する建白として起草されたものでないことは、初めから英文に綴られたことに依ても明白である。三条公に上るの書に擬し主として米国人に見せる為に書いたものとはいへ、同時にまた之を本国要路の人々に贈つたことも疑あるまい。併しそがどれだけ当時の政治家を動かしたかは分らない。」⁽⁹⁾

ここに指摘されているように、この文書の当時の日本の政治への反映の足跡は余り見られないものであるが、このようにして書かれた信教自由論に森はどのような人間観、及びキリスト教観を表明しているのであろうか？

彼は多くの重要な人間的関心のなかで、宗教的信仰の問題は最も重要だと云い、地球上の文明諸国においては、良心の自由、とりわけ、宗教的信仰に関する自由は、人間生得の権利とみなされているばかりでなく、あらゆる人間の利益を増進するために最も基本的な要素と考えられているが、わが聰明な民族の久しくして光輝ある

存続の全歴史のなかで、この神聖な権利をなんらかの形において承認したような痕跡が見出せないことは、不可解であり、かつ悲しむべき事実だと云い、日本では人権とか良心の自由とか云うことは、なにか奇妙な荷巻介なしろものと思われるかもしけないが、政府が自分でつくった宗教を人民におしつけることは、神聖な良心の自由を無視するばかりでなく、その結果は人間の真の靈魂そのものをおしつぶすことになる。生きとし生けるものは、おのがじし、自分のすべての考え、すべての行いにかけて、創造主に責任を負うものである。この責任に関する理解とこの責任を果すための自由とを奪われた人間は、もはや、その言葉が本来意味するところの人間とは呼ぶことができないと云い、創造主に責任を負うものとしての人間の自由において、あるべき人間の姿を規定するのである。

こうした観点から彼は、宗教について論じる。宗教とは、誰かに売りわたしうるものでもなければ、おしつけるべきものでもなくて、理性的存在としての人間の義務である。更に、互に互から独立した人間としての吾々は、夫々に信仰をもち諸々の精神的真理を見わけうる洞察力を持つところの幸福な生活をいとなむことができるのであり、吾々の精神的、道徳的世界のうちには、無限の多様性の美がある。世に見る様々な宗教的信仰は、人間の心に贈られたもつとも興味あり、かつ、有益なたまものである、一人一人創造主に対して主体的に責任を負うものとしての自由なる人間は、各人が夫々に自分の靈魂に贈られたものとしての宗教を自由に選びとつて信仰する自由があるのであり、各個人の個性の多様性は、宗教の多様性ともなるのであり、この多様性の美は人間に対する神の恵みであると云う。そこから彼は、日本におけるキリスト教を邪教視して排撃しようとする立場に対しても

勇敢率直な反論を試みるのである。

第一に、キリスト教は邪教であり迷信だとしてキリスト教の導入に異論をとなえる人たちは、キリスト教がどういう宗教であるかについて公正な知識を持っているのであろうか？ 更に、キリスト教の善いところと悪いところとを識別することなしに、ただキリスト教を帝国に入れてはならないという考えが一般に行われているが、一体誰が善惡の弁別という恐ろしい、責任のある義務を果す権威を持っているのであろうか？ 他者の権利に暴力をふるうという深刻な罪を犯すことなしに他者に代ってこういう問題を決定することは誰にも出来ない。また、いかなる政府も、その神聖な任務を罪科のために乱用することなしにこのような務めを果すことは出来ない。人民をかれら本来の権利において守ることは、政府が負わされている多くの重要な責任のうち最も重要なものの一つである。われわれが良心に関して生れながらに持っている権利に対しても政府が暴力をふるうということは、政府の断じてしてはならないことである。

第二の異論は、キリスト教の導入がわが国の社会的諸関係にあつれきを生じるだらうという不必要なおそれから喚起されているが、革命（revolution）なしに進歩を望むことは出来ない。社会における不和・あつれきはしばしば祝福である。社会革命の利益は、ここ二十年のうちにわが人民によって経験されたことである。新知識をつけ加え、キリスト教的道徳と信仰を特色とする一勢力を受け入れる社会は、より賢明となり、より強くなることによつて、必然的にその社会の条件を改善することとなるであらう。キリスト教をその宗教とする国々の歴史が世界において最高の文明を達成していることがそれを証明している。

第三の異論は、キリスト教を直に導入すると動乱がひき起されるかもしれないということに対する警戒心に基いている。眞の警戒心は勿論必要であるが、進歩のための最善にして、もつとも実際的な警戒心とは、人間のすべての本来的な諸権利を認め、それを暴力から守るための正当な法律を制定すること、及び、人民の道徳的強さが自らの諸権利を守るに足るまでにわが人民の全条件が高まるよう教育制度を確立することである。

以上のように述べると共に、森は、こうして制定される法律は、良心の完全な自由を保障すべきだと云い、宗教的自由のような重要にして、欠くべからざる人間的関心事にたいする無関心が、實際には人間の神聖な諸権利に対する暴力行為の永続を暗黙裡に承認することとなるのだと云つてゐる。

第二の教育制度の確立に関しては、法律は吾々の自由を守る最善のものではあるが、他面、その最大の保障は普通教育の性質と能力とに依存すると云い、ホレース・マンの「リングゴはそれが熟すまでは本来の意味におけるリングゴでない。それと同様に、人間は教育されるまでは本来の意味における人間ではない」という言葉を引用して教育の大切さを強調する。そして、彼の提案する普通教育の制度においては、いかなる特定の宗教の影響もないこと、その範囲は万般の学習を包括すべきであり、差別なく、完全な公平さをもって、すべての階級、あらゆる種類の人々を含むべきであるといふのである。彼は教育上のことに國家権力が介入することは誤りだと云い、人民の間における知識の普及は、特定の階級に限定されることなく、男女を問わず、すべての人にゆきわたるべきであるとする。そして、国家が啓蒙された堅固な基礎の上に平和をうちたて、すべての人間的不幸の源である無知の悪い影響を出来るだけ早く根絶するようにしたいと説くのである。

この建白書と共に、「大日本帝國宗教憲章」の草案も起草されている。

大日本帝國宗教憲章 は次のような内容を含んでいる。即ち、

良心と宗教的信仰のことに関する限りでは、それらの行使は理性と確信とによってのみ決定されるべきことであり、権力や暴力によってなされてはならないのであり、すべての人間は自らに対して責任を負うものであるが故に、宗教のことに関する限りでは、いかなる個人も社会も、己が意見や解釈を他者に押し付ける権利は持たないのであり、世界の経験が物語るような、国家が特定の宗教を保護することによってひき起される不幸をわが国では避けたいと思うものであるが故に、今や大日本帝国政府は、その国内において、良心、或は、宗教的自由の自由な行使を、直接的にせよ、間接的にせよ、禁ずるところの法律はつくらないことを厳かに決定し、宣言する。更に、どのようないくつかの宗教団体の組織も、それが国家の法律といしょくしない限り、地方権力、或は国家権力のいづれによつても干渉されることはならないということを厳かに決定し、宣言する。……

と云い、宗教的憎悪を助長す行為は許されはならないと結んでいる。

森は、これと同様の立場で、「明六雑誌」第六号誌上の「宗教」と題する文中に宗教の自由と法律との関係を
外国書の紹介によって論じている。^⑩

良心の自由、及び、信教の自由の問題を、創造主に対して人間一人一人、責任を負うものとしての「自由」においてとらえ、その人間理解に基いた人権論の立場からこれほど思い切って論じたものは、当時の啓蒙主義的思想家たちの言論の中にも、中村正直を除いては見出せない類のものである。

中村正直（敬宇）は政体の変化よりも、より根本的には人民の性質を改造することの必要を説き⁽¹¹⁾、西洋文化の基礎であるキリスト教を採用することの必要を天皇に奏請すると共に、耶蘇教の国禁を解くべきを強調し、宗教のことは個々人の自由であり、政府は関与すべきでない、「教法（宗教、道徳）ノ事ハ、政府コレト絶テ関係セザル事トナラン事コソ望マシケレ。……日本人ヲシテ古今に鑑ミテ、教法ヲシテソノ自己ニ任セシムルヤウアリタシ。人々ヲシテ自ラ上帝（神）ト謀リ、自ラ取捨ヲ為サシムベシ。……教法ハソノ自己ニ任シテ、帝王コレヲ問ハザルトキハ、純粹ノ教法自ラ根柢深クナリ、枝葉繁茂スベシ」⁽¹²⁾とも云っている。そして、良心（良知）は上帝（神）の命令が人の心にきざみ込まれたものだと、メランヒトンの言葉を借りて述べているが⁽¹³⁾、人間論との関係において論じられた森の信教自由論は中村のそれよりも徹底しているように思える。

明治初期において、文明開化の思想をもって日本人の啓蒙に大きな働きをなした明六社のメンバーのなかで、森と中村は、キリスト教の立場からの人間理解に新しい光を投げかけた有数の先人であつたと云うべきであろう。

(2) 日本教育策

森はワシントンの日本公使館に代理公使として在職中、余暇を見つけては文学倫理の書を研究し、スペンサーの哲学、ジョン・スチュワート・ミルの理財学など、当時一人も注意するものない時に熱心に研究していたといふ。ことに教育の問題には非常な関心をもつて全精神を傾注し、余閑あれば、カネチカット州、マサチューセツ州等の学校を巡視したり、学者たちの意見をきいたりすることに努めていたようであり、各種教科書も多数

集めて研究していた。言語についても、世界語の問題、日本語を英語によって代える説、ローマ字を用いる説などについて研究していたようである。幼稚園のことなどは、当時アメリカにおいても、まだ人々がそんなに関心をよせていなかつた時に、彼は率先してこのことを研究していたのであり、また、当時アメリカにおける代表的な教育者たち、大学総長らとも広く交つていた。⁽¹⁵⁾

このように外交官でありながら、教育の問題に深い関心を持っていた森は、日本における将来の教育の在り方に思いをはせていたわけであつて、それは、われに取上げた「日本における宗教の自由」の建白書の中に、人民の良心の完全な自由を保障する法律が必要であると共に、人民が自ら自己の権利を守るものとなるためには普通教育制度を確立することの必要を説き、階級、性などの差別なく、すべての人間が教育を受ける機会を持つべきであり、教育上のことには國家権力が介入してはならないと云つてゐることは、当時の彼の教育への関心と見識とを示すものと言えよう。

一八七一年（明治四年）に森がその指導下に公使館のアメリカ人書記のランマンに譲られた『アメリカにおける生活と資源』“Life and Resources in America” の中の「宗教生活と組織」⁽¹⁶⁾ (Religious Life and Institutions) の項には、キリスト教の紹介が詳細に行われ、聖書の説明、モーセの十戒、山上の垂訓、主の祈りから、各教派の特色や諸活動等について報ずると共に、貧富の別なく子供たちがキリスト教の方法で教育を受ける日曜学校、民衆のための学校、Y.M.C.A(キリスト教青年会)のような宗教的な社会教育機関など、教会、或は教員の指導下にある教育活動に関する割合へねじへ紹介している。純粹のキリスト教の教えからは遠ざかつた

よう見える西欧のキリスト者たちが、自分たちだけが他の誰よりもより善い人間であるかのように思いこんでいる独りよがりを森は鋭く率直に批判するのであるが、しかも、眞のキリスト教は一般概念としての文化と一体化したものではないが、このような文明の中ではキリスト教こそ指導的要因でなくてはならないことを眞の哲学は、教えると云う。

また「教育生活と制度」⁽¹⁷⁾ (Educational Life and Institutions) の項では、中央政府や州当局における教育への関心や教育費の紹介、学校における教育過程、教科内容などのくわしい説明などがなされ、更に、公立小学校の教育の効果をあげるために組織立て計画された師範学校教育、女子教員の養成、大学教育等々にわたって、実に詳細な実情報告がなされているが、ここに見る教育の形態は、すべて、後に森が文部省に入り、更に、文部大臣となる過程において、日本の教育政策に採用され、実現されてゆくところのものである。ただ、その精神は全く別のものによっておきかえられてゆくのであるが。

たとえば、本項において、公立小学校における聖書の問題を論ずるにあたっては、これは当時アメリカで盛に議論されていた問題であつたらしいが、森は、「聖書を追放することは、歴史をゆがめて改悪することである。なぜなら、聖書が唯一の源となっているところの歴史の事実が多いからだ。キリスト教は世界の歴史における偉大な要素である。もしも学校で道徳哲学を教えるとしたら、それはキリスト教倫理でなくてはならない……」と、いうハーバード大学の著名な教授の言葉を引用している。

本書は日本の今後のゆき方について参考となるよう、アメリカの生活について日本人に知らせることを目的と

して書かれたものと云われているが、そこには西洋諸国におけるキリスト教を指導理念とした文明のあり方、及び、キリスト教の精神に基いた教育の在り方を肯定的に受けとつて、紹介している。

更に彼は明治五年（一八七二年）には、日本の教育についてアメリカの有識者たちの意見を徵そうと思い、日本人がアジアにおける文明促進のために貢献出来るために指示をほしいと述べ、特に、一国の物質的繁栄に対して、一国の商業に対して、農業、工業上の利益に対して、国民の社会的、道徳的、身体的状態に対して、法律および政府に対して、教育がどのような影響を与えるかとの質問を含んだ書面を多方面に送つたが、元エール大学総長、現アマスト大学総長らを含む十三名の大学総長、学者から回答がよせられた。これらの返答書簡を集めて森の序文をそえ、ニューヨークにおいて英文で出版したのが『日本の教育』“Education in Japan” 1873である。

ここには森自身の教育に関する見解は余り見られないが、森の質問にある五つの領域における教育の必要が夫々に述べられた回答の中には、たとえば、エール大学の元総長セオドール・ウールシー氏 (Theodore D. Woolsey) の回答にみられるところの道徳教育、即ち、家庭や社会における責任、国家に対する責任、神に対する責任などを含んだ道徳教育の大切さを強調する言葉、或は、アマスト大学総長ウィリアム・スターインス博士 (William Augustus Stearns) の助言、即ち、長い眼で見る時、国民の文明を振興する上に本質的な価値をもつ教育は道徳に基づいたものである。少くともアメリカにおいては公衆道徳はキリスト教なしには確保されえないと言ふ、ワシントンの告別演説に政治的繁栄に導くすべてのもののうち宗教と道徳とは欠くべからざる支えである

と云つた言葉を引用し、更に、日本は純粹なキリスト教を導入することの出来る最も重要な好機に遭遇していることを指摘し、宗教的自由を制限すべきではない。キリスト教の原理に基いて教育の行われる学校や大学を創設するとよいと云つてゐることなどが収録されていることは注目に値する。

開拓使長官として黒田清隆が渡米した際に、森が女子教育の必要を力説したことが、吉益亮子、津田梅子、山川捨松、永井繁子、上田悌子ら五人の女子のわが国最初の留学となつたことも忘れられてはならないことである。

(3) 廃刀論・妻妾論・明六社

a、廃刀論……歐米に滯在中、以上のような思想をつちかつて来た森が、日本国内において、その近代化への発言において世の物議をかもした最初の出来ごとは、アメリカ留学より帰国し、政府の役人となつていた明治二年の廃刀論である。彼は明治維新による日本の近代化の過程において、武士が帶刀を廃することが重要なステップだと考え、明治二年四月、「官吏兵隊之外帶刀を廃するは随意たるべきの議」を太政官に建議した。

「謹みて案するに人の刀剣を帯するは、外は以て人を防ぎ、内は以て己の身を護する所にして天下騷乱の際は又要すべきあり。然れども世運漸く文明に赴き人々自ら道義の尊きを知るに至て粗暴殺伐の惡習自ら相息み、是等の物も畢竟虚飾に供するに過ぎるのみ。方今國家鎮定、皇運日に隆興、良法以て内を正し兵制以て外を守る。此際に^{あたつ}方で人各礼節を砥砺^{しゃれい}し、所謂粗暴殺伐の惡習反して道義自守の良俗と化すべきなり。故に自今以後官吏兵隊を除くの外、帶刀相廃し侯儀隨意たるべし。尤官吏と雖、脇差相廃し侯儀隨意たるべし。是偏に文事を重くし

武事を軽くするに非ず。固より文武同体唯其名を異にするものにして、政治の頼て擧る所、人各篤く意を注ぎ両つながら之を盛興すべきなり。今此に陳する所の二題目は唯其弊習を洗除して聊か皇政隆興の際に裨補あらん事を思ふ而已。伏て諸賢の高評を待つ。謹みて議す。」（傍点筆者）

維新の動乱の直後のことではあり、天下の武士はこの廃刀論に怒り、森に対する攻撃の声がごうごう然と天下に満ちた。ことに武技をもって天下に誇った鹿児島武士の攻撃が最も烈しかつたと云われる。森の身辺は危険となり、天下の武士による余りに烈しい攻撃に、岩倉、大久保兩氏も森をかばい切れなくなり、職を免じられ、彼は鹿児島にひきこもらざるを得ないこととなつた。彼は故郷にちつ居中はお寺に青少年を集めて洋学を教えることに専念し、洋学の勉学のために外國人教師を雇うことの必要を島津公に献言し、青少年の道徳的乱れを矯正するためには、塾舎に書生たちと昼夜寝食を共にして自ら全生活的に教育に努めたと云われる。

b、**妻妾論**……彼が社会に問題を投げかけたもう一つの問題は、明治七年に「明六雑誌」によって世に問うた「妻妾論」である。婦人論において有名な福沢諭吉も『中津留別之書』（明治三年）に「一男子にて数多の婦人を妻妾にし、婦人を取扱ふこと下婢の如」きことを浅間しと書いているくらいで、それは当時まだ余り世にしられてはおらず、『学問のすすめ』第八編に一夫の多妻を犯せるは畜類なりと論じて広く世に問題を投げかけたのは明治九年である。従つて森の「妻妾論」は日本において一般によびかけた一夫一婦論の最初のものと云つても過言ではなかろう。

先づ彼は、夫婦の交りは人倫の根本であり、人間である限り、結婚すれば男女平等に権利と義務とを互に負う

ものとして夫婦関係を論じる。

「夫婦ノ交ハ人倫ノ大本ナリ、其本立テ而シテ道行ハレ、道行ハレテ而シテ国始メテ堅立ス、人婚スレバ即チ権利義務其間ニ生シ、互ニ相凌クヲ得ズ、何ヲカ権利トシ、何ヲカ義務トス、其相扶ケ相保ツノ道ヲ云ナリ、即チ夫ハ扶助ヲ妻ニ要スルノ権利ヲ有シ、又妻ヲ支保スルノ義務ヲ負フ、而シテ妻ハ支保ヲ夫ニ要スルノ権利ヲ有シ、又夫ヲ扶助スルノ義務ヲ負フ、苟モ此理ニ拠リ婚交セザル者ハ、未ダ人間ノ婚交ト目ス可ラザルナリ。」と。

こうした立場から見る時、日本の現状は、一夫が多妻を犯し、犬豚牛馬のようである。「今我邦婚交ノ習俗ヲ視ルニ、夫恣ニ妻ヲ役使シテ、其意ニ充タザルガ如キ、任意ニ之ヲ去ルトモ、國法嘗テ之ヲ律サズ、是ヲ以テ権利義務其間ニ行ハルヲ得ズ、名ハ夫婦タリト雖モ、其実ヲ距ル甚ダ遠シ、故ニ余敢テ謂フ、我邦人倫ノ大本未ダ立ズト」。⁽¹⁸⁾

日本では夫はあたかも奴隸もちの主人のようであり、妻は売身の奴隸のようである。このように、女子は男子よりも一段下等の動物とみなされていながら、女子の側だけが節貞を要求されている不当を指摘し、日本における夫婦の関係が正当なものとなり、我が國文明が進歩するためには、真正な宗教を選んで民間に普及すること、教育を普及し、ことに女子も発憤して勉強し、開明につとめることなどを力説している。我が國人民が余りに正氣ない時は、人民を説得して、外国人の正しい者と結婚させ、夫妻相交る正道の実例を示すに如かずという説さえあると云うのである。

更に彼は日本に婚姻法を設ける必要を論じ、西洋婚姻法を参考にしてつくった私案の法律を世に問うことと

し、明治八年春、森有礼二十九歳の時、広瀬阿常と結婚するに際し、彼の起草した婚姻法にもとづいて、福沢諭吉を証人として、結婚式をあげた。その結婚契約証には、この約束をかわす双方有命して、此の約条を廃棄しない間は、共に余念なく相敬し、相愛し、夫婦の道を守ること、夫婦の共有する品は、双方同意の上でなければ他人と貸借或は売買の約束をしてはならない等のことが記されており、この約条を一方が犯す時は、他方が官に訴えて公裁を願うことを得べしと記しており、それは、親達の名ではなく、結婚する当事者二人の名において約されている。このように結婚を二人の対等の人格の約束において行うものとし、精神的にも物質的にも対等の権利と義務とを負うことを法的にも規定する結婚は、我が国未曾有の結婚式であり、世間に大きな関心をよんだが、これは今日の民法の先駆をなすものとも云うべきであろう。ここには、結婚観を通して見る森有礼の人間観が明白であると思う。⁽¹⁹⁾

c、明六社……「妻妾論」と前後するが、アメリカへの代理公使であった森が、帰国後、日本の近代化に果した、もう一つの重要な貢献は、明六社の結成である。外国のアカデミーにならない、西村茂樹、福沢諭吉、中村正直、西周、加藤弘之、箕作秋坪ら十人の代表的学者を中心的な会員として発足し、文明開化の思想の普及に非常に大きな働きをした。森が明六社の結成にあたり、最初に相談した西村茂樹は明六社の発足につき、次のように云っている。「森氏曰ふ『米国にては学者各其学ぶ所に従ひ、学社を起して以て互に学術を研究し、且つ講話を為して世人を益す。本邦の学者は、何れも孤立して互に相往来せず、故に世の益をなすこと甚少し。余は本邦の学者も、彼國の学者の如く、互に学社を結び、集会講究せんことを望む。且つ本邦近年国民の道徳衰頽して、其

底止する所を知らず、是を救済するは、老学士を措きて他にあるべからず。故に今一社を結び、一は学問の高進を謀り、一は道徳の模範を立てんと欲す』と。余其事の可なるを賛す。……此会を名づけて明六社といふ。明治六年に創設したるを以てなり。此頃まで本邦の学者は、其知識皆和漢の一学に限りて、西洋の事を知るものなし。明六社の説く所は、多く西洋の新説なるを以て、官員、学者來聴する者甚多し。尋で雑誌を発行し、是を明六雑誌といふ、是れ本邦雑誌の始なり。⁽²⁰⁾

森が最初の社長となり、明六雑誌は毎号の発行部数三千をこえたということである。

森の「妻妾論」、中村正直の「社会改良論」、「人民の性質ヲ改造スル説」、西周の「羅馬字論」、津田真道の「出版自由論」等々、当時の社会に大きな反響を呼ぶ啓蒙主義的論説が多く「明六雑誌」に次々と発表されたのであつた。演説といふことも、明六社の集りで福沢によつてはじめて試みられ、やがて、各方面に流行することとなつたことは有名である。

民選議院論争をはじめ、自由民権運動などの反政府運動の展開に苦慮した政府が明治八年（一八七五年）六月には「新聞紙条例」を改悪して讒謗律を制定して、民論の全面的な弾圧にのり出すという状勢下にあって、同年九月には明六社も活動を停止することとなり、雑誌も休刊となる。政治問題にふれることを避けて続刊することを主張した森有礼、西周らの意見に対し、このような法律の制約下で、学者的良心をまげて政府の意に従うことをいさぎよしとしないと云う福沢の意見が多く支持をえての終結であった。

これに先だち、同年二月、明六社第一年会の集りにおける演説の中で、森は、「吾社ニテ論スル處ノ件ハ……

専ラ教育ニ係ハル文学技術物理事理等凡ソ人ノ才能ヲ富マシ品行ヲ進ムルニ要用ナル事柄ニシテ、而カモ期スル
処専ラ後世ニ属スルヲ以テ、或ハ今時ノ忌嫌ニ触ル事モアルヘシ、是レ止ム事ヲ得サルモノナリ」と云つたあ
と、「而テ、時ノ政事ニ係ハリテ論スルカ如キハ本来吾社開会ノ主意ニ非ス且ツ唯其勞シテ功ナキノミナラス、
亦之ニ由テ或ハ不要ノ難事ヲ社ニ來タスモ計ル可ラス、故ニ今聊将来ノ社益ヲ慮テ此ニ予報ス、願クハ諸君之
ヲ諒セヨ」⁽²¹⁾と云つてゐるが、西洋のキリスト教的、民主々義的思想をもつて、日本における近代的人間形成に最
も前進的にして大胆な意見を発表し、啓蒙運動の先頭に立つて來た森が、この時には、既に来るべき時代のすう
勢を予知してゐたかの觀がある。山路愛山の名著『現代日本教会史論』における、「彼れ（森）は天下の秋を告ぐ
べき最初に落つる一葉なり。彼の転意は常に余りに早きに失す。然ど十年後に至りて彼れの為せし所を見れば、
彼れは常に時代の先頭に立ちて進みしものなり。此点に於て彼れは常に来るべき時代を予期しつつありしものな
り。⁽²²⁾」という評が公正であるか否かは、彼の生涯の後半における教育活動との関連において評価されねばならない。

三、国家主義的人間観

森有礼がイギリスへの特別全権公使として赴任していたのは、明治十三年（一八八〇年）初頭より明治十七年
(一八八四年)五月までの五カ年間である。当時ドイツはビスマルクの指導下に新ドイツ帝国をつくり上げ、ナ
ショナリズムの勃興する時代であった。連邦主義から強固な政治的中央集権化と権勢への転換をもつて、ドイツ
国家が統一され、トレルチも云うように、国家のうちに社会の有機的構成による神的精神の化身をみとめ、個々

人の要求や個人道徳を、國家、その権力、國家闘争という大きな要求へ從事させる國家主義が支配しつつあり、國家の自己維持や自己向上の利己主義がさかんに主張され、一つの文化体系を意味する國家個性の養成が重要視される時期であった。⁽²³⁾ 国家の利己主義と名譽心をもって、隣邦にも、遠くアフリカ、アジアにおける植民地にも、無限に勢力を発展させ、集中させ、膨張させてゆく帝国主義が自由主義にとつて代りつつあった。

ドイツの帝国主義について、明治の社会主義者幸徳秋水はその著『帝国主義』⁽²⁴⁾の中に愛国心を高揚しつつ富国強兵の道を一路前進する日本の國家主義の本質を内側から鋭く見抜いている眼をもつて次のように書いている。

『眼を独逸に一転せよ。故ビスマルク公は實に愛国心の権化也。独逸帝国は實に愛國神垂迹の靈場也。愛國宗の靈験が、如何に赫然灼然たるかを知らんと欲せば、一たび此靈場に詣せざる可らず。我日本の貴族軍人学者を初めとして、凡そ世界万国の愛国主義者、帝国主義者が隨喜渴仰して措かざる独逸の愛国心は古代希臘や羅馬や及び近代英國の愛国心に比して、果して迷信ならざる乎、虚誇虚榮ならざる乎。……知らざる可らず、彼等帝国主義者が諸邦を統合統一するの目的は、必しも之に依て実際に諸邦の平和と利益を冀ふに非ずして、唯其武備の必要より生じ来れる者なるを。……ビスマルク公の許す所は唯だ普魯西王國を盟主と為すの統一のみ、普魯西王をして独逸皇帝の榮光を冠せしむるの統一のみ。誰か言ふ、北日耳曼の統一は国民的運動也と、彼等国民が虚誇と迷信の結果なる愛国心は、全く一人の野心功名の為めに利用されたるに非ずや。ビスマルクの理想や、実に中古時代未開人の理想たるを免れず。……而も彼等国民の多数は自ら誇つて以為らく、我独逸国民が天の寵霊を享くる、世界各国孰か能く企及する者有らんやと。世界各国の多数も亦驚歎して曰く、偉なる哉、國を為す者宣し

く如くなる可き也と。日本の大勲位侯爵も亦隨喜して曰く、我も亦た東洋のビスマーク公たらんと。從来英國の立憲政治が世界に有せし光榮は、忽焉として去て普魯西軍隊の劍柄に移れり。⁽²⁵⁾

伊藤博文が憲法の研究にヨーロッパに行つたのも、明治十五年であるから、こうした氣運の高まる状勢下のことであった。當時、滯欧中に伊藤から将来の国民教育を担任すべき人は外にない今まで囑望された森は、こうしたヨーロッパに五年間をすごした後、明治十七年五月帰国し、文部省御用掛となつたのであり、明治十八年十二月伊藤博文を初代総理大臣として第一次内閣が組織された時、初代文部大臣に任せられた。そして、明治の絶対主義的政治体勢をきずきあげる時代にあって、そうした国家形成を擔うに足る国民を育成するという國家目的のもとに教育行政を担当することとなつた森の国家主義的教育方針が、やがて日本の教育界に実施されてゆくこととなるのである。

(1) 国家主義教育論

明治三十年に森の伝記『森有礼』を書いた海門山人は森の教育主義についてこう記している。「彼これが教育主義の骨子を愛國勤勉活潑等の要素に在りと感ぜしは、實に彼れが米大陸の平和なる天地よりして、歐洲大陸諸国の相窺ひ相搏噬^{せいけし}する天地に入りし時に在り、彼れは歐洲の状勢を洞察し、東洋の危機を会悟せり。以為らく此吞噬^{せいけくわく}搏攫^{せいけくわく}の間に處し我が独立を維持せんとせば、國家を愛國忠誠賢良勤勉勇壯活潑なる個々人民の磐石の上に建立せざる可らずと。故に曰く『國風ノ教育ヲ盛ニスヘシ、國風ノ教育トハ、國體ヲ彰明ニシ、日本國民ノ保持すべき品位資質ヲ弁ヘシメ、自然ニ忠愛慎重ノ念ヲ生セシムヘキヲ謂フナリ。一二其方法ヲ擧クレバ、學校平常ノ

談話ニ於テ、歴史上ヨリ本邦建国の万国ニ秀テタルコト、及ビ、列朝ノ聖天子撫育ノ厚キコト等ヲ説述シ、之ヲ生徒ノ脳裡ニ印銘セシメ、又紀元節、天最節ノ大祝日ニ當リテハ、祝賀ノ式ヲ挙ゲ、崇敬歛戴ノ意ヲ表セシメ、繼ギテ之ヲ一般の父兄ニモ及ボス等ノ事ハ就中要用ナル条件ナルベシ。⁽²⁸⁾』

この時期における森の国家觀は、トレルチの云う「國家のうちに社会の有機的構成による神的・精神の化身をみとめるところの觀点に相通じるものとなつてゐる。國家は、森にとつては、「命數無限の活体」⁽²⁹⁾であり、「無形ナルモノナレトモ仏ノ如ク神ノ如ク大切」⁽³⁰⁾なものと考えられる。従つて、教育にも國家が基本的な重要性を持つて來ることとなるのである。當時文部省では、家庭教育と修身に困却していたが、その解決策として彼は國君と云うことではげまし、國家をもつて人々の思想を支配することが最善の策と考えるのである。「学科ヲ学バシムルモ國家ト云フコトヲ以テ思想ヲ支配シ、鼓舞シテ行クヨリ外良第ナカルベク、又實際斯クセサルヲ得サルナリ、世ノ中ニ宗教ヲ基トスルヲ良トスルノ説アレトモ、容易ニ行ハレズ、独リ國家ト云フコトヲ一ト向ニスルヲ良トス」⁽³¹⁾と云うのであり、教育者も國家を本尊とすべきであり、さもなければ、教育者の資格はないとまで極言するのである。

森の親友井上毅が森の死後、皇典講究所において、森の立場を弁護して行つた講演の中に、森が明治二十年に認めた教育に関する意見書で公開されなかつたものに見る國体主義教育の内容を、その起草に際し相談を受けたものとして次のように云つてゐる。「歐羅巴には宗旨があつて少年の精神を確めるが故に其結果を得て居るが、併しながら是は御國に於て採るべきことではない。御國の教育の結果をして人心帰一ならしむること最困難を感

することなり。幸にして我国には万国に類ない所の優美なる国産がある。それは何ぞといふに外でない。即ち御國の國体、万世一系の一事である。此一事より外に教育の基とすべきものはない。御國の人民たるものは遠ひ祖先より、子孫の末に至るまで、千代に八千代に御國の國土のあらん限、万世系の天子に侍つき奉て居るといふことは實に各國に比類のないことで、御國に限つて難有國体である。此國の成立を以て教の基礎にすることが教育上第一の主義とすべきことである。⁽³²⁾（傍点筆者）國体主義教育を日本で最初に実施しようとしたのは實に森であった。

森はまた「私は道路を歩いても、仮令ば人力車に乗るにも、此車夫の頭には日本といふ脳髄があらふかと想像すれば、誠に心細い感情が起る」と、井上に語つたという。⁽³³⁾

それでは、こうした國体主義的教育によつて、彼はどのような人間像を追求したのであろうか？　彼は、「教育トハ、教師等ノ薰陶ニ由リテ、善良ナル臣民ニ成長セシムルノ謂ナリ。……教育ノ主義ハ専ラ人物ヲ養成スルニアリ、人物トハ何ゾヤ、帝國ニ必要ナル善良ノ臣民ヲ云フ、其善良ノ臣民トハ何ゾヤ、帝國臣民ノ義務ヲ充分ニ尽スモノヲ云フ。充分ニ帝國臣民ノ義務ヲ尽ストハ、氣質確実ニシテ善ク國役ヲ務メ、又善ク分ニ応ジテ働く事ヲ云フナリ。」⁽³⁴⁾

森はこのように教育目的としての人間像を、帝國に必要なる善良の臣民と規定するのであるが、更に彼は、こうして教育された臣民は、「一國富強の基を成すが為に無二の資本、至大の宝源」と云うのである。「兵式体操に關する上奏案」の中に「抑國家富強ハ、忠君愛國ノ精神旺実スルヨリ来ル。故ニ文部ノ職ハ、主トシテ此精神ヲ

養成済発スルノ責ニ當ラザルベカラズ」と云うのであり、この精神、この氣力を持つ者こそ、「一國の文明を進むる者」であり、「生産に労働して富源を開発する者」、「國運の進歩を迅速ならしむる者」だというのであって、人間の教育はことごとく、國家富強を目的として行われるのであり、従つて人間の存在価値は、列強にまけない富強な国家形成の目的遂行のための有効な働き蜂にすぎないものとなると云つても過言ではあるまい。「商業学校須設ノ理由」の中に、「國人の才能」を養成することに關し、「之ヲ養成スレバ、万國ノ上ニ出ルトモ下ニ位スル事無カルベシ」と書いているのも、同様の趣旨を言いあらわすものと云えよう。

この觀点は、森が学政の目的に關して明治二十二年一月二十八日、文部省において、直轄學校長に説示した要領においても明らかに表明されている。「……学政の目的と云ふことは、別に詳言するを要せず。抑々政府が文部省を設立して学政の責に任せしめ、加之國庫の資力を藉りて諸學校を維持するもの、畢竟國家の為なりとせば、学政の目的も亦専ら國家の為と云うことに帰せざるべからず。例せば帝国大学に於て教務を擧る學術の為と國家の為とに關することあらば、國家のことを最先にし、最重んぜざるべからざるが如し。夫れ然り、諸學校を通し、学政上に於ては、生徒其人の為にするに非ずして、國家の為にすることを始終記憶せざるべからず。」（傍点筆者）

教育は生徒其人の為にするのではなくて、國家のためにするのだといわれる思想の中に含まれた人間觀、及び教育觀は、『信教自由論』の中で、「生きとし生けるものは、おのがじし、自分のすべての考え、すべての行いにかけて、創造主に責任を負うものである。この責任に關する理解とこの責任を果すための自由とを奪われた人間

は、もはや、その言葉が本来意味するところの人間とは呼ぶことが出来ない」と云つた時の森の人間観と対照する時、一八〇度の旋回を見るかのような感をいだかしめられるのである。

このような教育目的を実現するための教育方法としては、明治十九年の文部省による教科書の検定制度、および、編纂、或は教師の養成を全国的に統一して組織化する師範教育の改革（之に關してはあとで述べる）、更に、森独特の兵式体操（これは後の教練と体操の未分化のものであり、軍隊教育の予備過程である。）等をあげることが出来る。明治初期には廃刀論をいち早く叫んだ人間が、今や兵式体操を国民教育の方法として提唱するのであるが、それは、学校教育のみならず、全国の男子十七歳より二十七歳に至る迄、其学に就くと就かざる者とを問わず、總て皆護國の精神を養う方法に従わしめ、文部省は簡単平易なる教課書をつくり、陸軍省は体操練兵の初步を教え、一日に一度、或は二度、時間を限つてその区域内の人民を学校に集めて聽講又は運動に従事させて、忠君愛国の氣風を全国に普及させようというのであった。⁽³⁶⁾

(2) 師範教育に見る教師像

以上のような国体主義教育を確信する文部大臣としての森は、その教育目的を出来るだけ能率的に実現してゆくためには、全国津々浦々の子供たちの教育を担当する教師の教育に先づ眼をむけるのである。国家発展の基礎は師範教育にあるというのが彼の主張であった。

森は、帝国大学令以下の諸学校令を制定し、明治十九年（一八八六年）には師範学校令を公布して改革に努めた。彼の側近、木村匡は森の伝記にこう書いている。「師範学校は先生の最熱心に改良せんことを企図したるもの

のなり。師範学校を以て一般教育の事務中其大切なこと此学校に比すべしものなしあとは、其明言せし所なり。故に教育制度を定むるに方りても最意を師範学校令に傾けたり。⁽³⁷⁾

森が師範学校の教育に関心を持つようになったのは、必ずしもヨーロッパから帰国した後の現象とは云えない。明治四年（一八七一年）にアメリカで、彼が指示を与えてランマンに編させた『アメリカにおける生活と資源』（前掲）の中の「教育」の項に、アメリカで重点をおいて計画し実施されている教師の教育について、データをあげてくわしい報告がなされていることからも、彼の国民教育への関心の深さとその実現にあたっての教師養成という根本問題への特別の関心は、長い時間をかけて培われて来たことがうかがわれる。ただ「教育」ということの考え方の最も重要な基軸において、ここでは上述の国体主義教育論に見られるよに、「国家」が「個人」に絶対的に優先するのであり、その教育観が教師の人間形成を決定してゆくものとなつてゐるのである。

森の師範学校令以後、全国の師範学校につくられて行つた学風、および、そこから生み出された教師像は、日本の教育に長くその影響を残すものとなつた。

森によって改良された師範教育の特色とは、どんなものであったであろうか？

先ず、既述の国体主義教育が大前提であることは云うまでもないが、そこに立つて森は第一に人物養成に重点をおいた。森が、知識学科よりも人物養成に重点をおこうとしたのは、師範学校の場合のみでないが、師範学校では特にそれを強調した。それでは、その目標とする「人物」は、どういふものかといふと、順良（obedience）信愛（friendship）、威重（dignity）の三氣質、三つの徳性を備えた者であり、それを養うことを森は師範教育

の大精神としたのである。第二に、その訓練の方法としては、軍隊における教育法を採用する方針をとり、学費はことごとく公費をもつてすることとなり、全寮制度をもつて兵営訓練の方式をとり、学科課程には毎週六時間の兵式体操を入れて、国家主義的精神の鼓吹をはかった。

明治十九年に師範学校に入學し、師範学校の教師となり、更に校長ともなつて三十五年間を師範学校に過した野口援太郎（大正十一年当時帝国教育会理事）は「師範教育の変遷」の中に、「氏（森有礼）は機敏透徹の頭脳と発刺有為の才幹とに加ふるに、傲岸不屈の氣性を以て文部大臣の重職に當り、國民教育を以て、國家經營の大事となすべき大抱負を以て、各種文政の改革を企てたが、我が師範教育は、氏にとりては實にその中の一大重要事であったのである。或る意味から言へば、森氏の師範教育の改革は、實に教育尊重、殆に國民教育の重視であると同時に、又實にその硬化と束縛とであると言つてもよいと思うのである。」と一般的評価を下したあと、学資公費について次のように書いている。「先づ学資が悉く公費と云うことになつて、食料、被服、学用品が皆県費で支給せられ、被服は上衣は固より、下衣、帽子、靴、靴下に至るまで給せられる。学用品は教科書は貸与せられ、筆、墨、鉛筆、ペン軸、ペン先、和洋野紙類が毎週与えられた上、猶一週間手当として金拾錢ずつ給与せられた⁽³⁸⁾。」と。日曜日には牛肉屋に出かけ、この金で思う存分牛肉を食い、酒を飲んだと云う。

『埼玉教育回顧録』によると、毎月一足ずつ支給された靴下を貯めておいて、卒業してからこれをほぐしてフトンを造つた人もあつたということである。

更に野口は軍隊式寮生活について記述する。「自身（森）各地を巡視して、大に之を奨励したので、各学校に

於ては争うて兵式体操を課し、又寄宿舎は殆ど全く兵營の組織となし、兵營訓練をなす為に、舎監は……次第に下士上りの軍人に代つて仕舞つたので、寄宿舎の空氣は益々軍隊化して仕舞つた。彼等は何等教育上の思想を有して居るではなく、何等尊敬すべき人格の所有者でもない。又何等学問の上の造詣が深いと云うものでも無い。唯無闇に権柄づくで、兵率をいちめ上げることに慣れて居るという廉を以つて、青年教育者を訓練しようと云う重職に任命せられて居るのである。従つて、彼等と生徒との間には何等温情の存する所はない。唯監視と処罰とが両者の間を繋いで居たに過ぎない。」⁽³⁹⁾と。

専任舎監が三人、鶴の目鷹の目で生徒を看視し、秘密忠告法も寮生の間に設けられており、罰則は謹慎、禁足、停学、放校などがあり、放校の場合には学資償還が伴つていたといふ。貧困家庭の子弟にとってこれがどんなに恐しいことであったのかは想像するに余りある。ビシビシと行われる罰則の実施に学生たちはびくびくし、気の弱い者は相ついで数名も発狂したと野口援太郎は云つている。古参生徒と新入生徒との関係も軍隊のそれと全く同様であった。修学旅行も鉄砲をかついでの行軍が多かった。各府県の師範学校の歴史をひもとく時、この軍隊的教育はおどろくほどに共通であったことを見出すのである。

生活様式も軍隊式で、寝室には寝台が設けられ、蒲団は毛布に、和服は小倉の詰襟にと云う風に、一切が劃一主義となり、背嚢、剣等の整理棚に銃架までが、兵營式に設けられていた。⁽⁴⁰⁾書物の並べ方まで背の高いものから低いものへと順に並べることを命ぜられ、国語の本があちこちバラバラに並ぶ結果となるというようなこつけいなこともあったようであり、自発性や個性の尊重などということは片鱗も見られなかつた。

こうした強圧的な教育の結果、生徒の不平を招き、師範学校生徒の騒動は各府県に蔓延し、当時の新聞紙上に発表せられたものだけでも、相当数にのぼっている。

森の改革によって、日本における師範学校教育は、表面的にはたしかに能率をあげたと云えるが、こうして軍人のように一つの型にはめて、強圧的に、教権に屈服せしめる方法で目的とする人間像を铸造しようとすると教育主義の結果は、青年の教育者を人格的に殺してしまい、いわゆる師範タイプの器械的製造となつたのである。即ち、裏表のある人間、聖人のような仮面をかぶった偽善的人間、道徳的にも知的にも、実質よりは、表面を上手にとりつくろうことの上手な人間、自由をも個性をも喪失した、卑屈で無氣力な形式主義の人間と云われる教師像が製造されて行つたのである。そして、その結果は、日本における国民教育に深い禍根を長く残すこととなつたのである。

四、森有礼における教育人間像の問題

以上、森有礼の思想を、明治十年頃までの、人格的主体としての個人を基軸とした近代的人間觀と、明治十年代より彼の死（明治二十二年）にいたる時期の、國家、あるいは、國体を基軸とした國家主義の人間觀とににおいて、あとづけたのであるが、一人の人間の約二十年間にわたる活動期の前半と後半とに、こうした全く相反する思想を発見することは、何を意味するのであろうか？別の表現をとれば、森の後半の教育思想に発見するところの国家を基軸とし、国家目的に最も忠実に奉仕する人間を教育目標とした「教育人間像」と、彼の前半に見る

「個人」とはどういう関係にあるのであろうか？この問い合わせをたづさて、森有礼における教育人間像の問題に焦点をおきつつ、森の思想の本質を問うてみたいと思うのである。

第一に、森の思想における前半と後半との相違は、転向の一つのタイプと見るべきであろうが、これはどういう性格の転向であろうか？そこで問題となることは、前半と後半における森の思想の本質は果して変化したのであつたろうか？ということである。現象においては、確かに、徳富蘇峰も云うように全く相反するものを見るのであるが、それにもかかわらず、私には、森の思想の本流は転向を持ったのではなくて、一本の流れを保ちしづけたと云えるのではないかと思えるのである。その本流とは何か？それは、西洋の新知識を大胆急速に攝取し、富國強兵をもつて日本を世界に冠たる国家とすることに熱心な国家主義であり、教育思想としては、国家に役に立つ人間、近代国家形成のために有用な人間をつくるという国家主義的教育思想である。

森が明治五年にアメリカの有識者たちに、日本の教育に関して意見をきいた質問書は、先ず第一に、一国の物質的繁栄に対して教育がどのような影響を与えるかをきいており、第二に、一国の商業に対して、第三に、一国の農業上、工業上の利益に対して、第四に、その国民の社会的、道徳的、身体的状態に対して、そして第五に、法律、および政府に対しての教育の影響をたづねているが、この時既に、教育政策を問題にするにあたっても、一人一人の人間の自己目的の追求、自己完成としての人間形成の課題ではなくて、関心が一国の物質的繁栄や産業の発展にあり、個人よりも、国家が優先して考えられていることは明らかであり、教育は国家目的遂行のための最も有効な手段という考えが基調をなしており、教育は国家の繁栄のために企画されなければならない政策と

考えていたことがうかがえる。

『信教自由論』さえも、彼自身の信念の吐露されたものというよりも、日本政府のキリスト教禁制などの宗教政策がアメリカで不評判であることを憂い、アメリカ人の日本に対する信赖をかちとることを考え、ピューリタンによる建国以来、アメリカに普及している信教の自由に関する論拠をここに上手にまとめて、アメリカ人に納得のゆくような表現で日本を弁護しようとしたものと見られなくはない。これは、既述のように、日本人のために日本語で書かれたものではなくて、英文で書き、英文でプリントして、アメリカ人の間にくばつたものであることもそれを物語るものと云えると思う。また、彼と当時親しかったグリフィス氏 Elliot Griffis は、『信教自由論』の表紙の裏に森をしのんで次のように認めている。「國家、及び天皇の忠実にして熱心な僕であった森有礼は、實に私心なき愛国者であり、人類を愛し、良心の由自を愛する者であった。彼は時としては、西洋文明の摂取に熱心すぎた。しかし、彼は忠実な愛国者であり、日本の良き名と繁栄を増進するための働きの故に、不滅の名声を受けるにふさわしいものである。⁽⁴¹⁾」と。在米当時の親しい友人にこうした愛国者としての印象を与えていたことは興味深い。（勿論当時の日本人で「愛國」ということから解放されていた人間は殆どいなかつたと云える状況であったことは事実であるが）。後に彼が文部大臣となつた時に断行した学校制度や教育内容の改革や教員の養成は云うまでもなく、すべて国家富強のためであり、国家第一主義の教育思想を示すものであった。その教育意見に「苟も日本男子たらんものは我日本国が是迄三等の地位に在れば二等に進め、二等に在れば一等の地位に進め、遂には万国に冠たらんことを勉めざるべからず」⁽⁴²⁾と云つてゐるのも、日本国家をして第一等

国、万国に冠たる国とするための国民教育であることを表明するものである。商業教育への彼の大きな努力もこれを見示すものである。森においては、この立場は終始一貫しているのである。

ただ前半の時期は日本国家自体が社会制度としても、思想としても、徳川封建制打破の時代であり、封建的要素を打破しうるものは、何であっても有用であった。文明開化時代の思想家たちが西洋思想の導入に忙しかったのもその意味においてであった。森の『信教自由論』も、明六社の運動も廃刀論も妻妾論も、その限りにおいて有用であった。

明治初期の自由思想は、幕藩体制の下にある封建制を打破して、統一国家体制の下にある半封建的な絶対主義国家を建設するための維新の改革的動向に根ざしたものであった。その闘争過程においてこそ半封建的な独占勢力・寄生地主勢力と小ブルジョア・貧民勢力とは、共にこそ自由を——西欧的、近代的な自由を導入し、かつ、高唱するのであり、主觀的にも夫々自己を裏切ってはいないのである。しかし、この改革過程がより進んで、絶対主義支配権力と下からのブルジョア的進化の勢力との間ににおける眞の民主革命をめぐる闘争に移行するや、西歐的、近代的自由は、絶対主義のお仕着せの自由として裁断されてしまう。お仕着せの自由は、絶対主義国家という体制の内における既成秩序を運行させてゆくに足るだけの循環形態を意味するものにすぎなくなるのである。森有礼の「自由」とは、こうした維新政府のもとにおける、変貌してゆく「自由」を、鋭利な官僚の頭脳に明敏に反映し、それを先んじて弘報したにすぎなかつたものというべきではなかろうか。

従つて、後半の時期、即ち、天皇制的絶対主義国家建設の準備期に入ると、国民的結合をかためて列強の中に

独立国としての位置を占めてゆくためには、富國強兵政策と国民の愛国心の養成、一旦緩急あれば、何時でも可能な軍隊に動員出来る国民の訓練が必要となる。森においては教育は生徒その人の自己開発、人間形成に目標があるのではなかった。「國家のため」ということに割切られていた。強大な近代国家を形成するための具体的目標が変化するにしたがって、それに応じるための主張や国家のための働き方に現象的変化が生じても、それは、彼の思想の本質に変化が生じたのではなかった。彼の思想は一貫しており、彼自身、国家の忠実な官吏であるといふことにおいても、終始一貫していた。一貫していたが故に、状況の変化に応じて一八〇度の転回をその思想、言論、行動等に持ち来らせて、彼自身にとっては、何らやましいところはないのであり、むしろ、主義と信念に忠実な生き方を一貫したこととなるのである。現象的に見える思想の転向は、彼自身にとっては、何ら転向ではないのである。そこに、日本社会に見出す転向の一つのタイプとその特色があるのでなかろうか？

加藤弘之は、明治七年に公にした『国体新論』において天賦人権説を主張した立場から、明治十五年の『人権新説』に見られるような社会有機体論（社会進化論）によって天賦人権説を否定する立場への転向を思想的にもはつきりと表明し、『国体新論』を自ら発禁にする声明まで出しているが、加藤にしても、その思想の本質が変化したのではなかつたとは云え、こうした思想の転向として自覚し、それを表明した思想家の転向の場合と比較しても、興味ある対照を示すのである。彼自身思想家というよりは、有能な官僚であった森においては、思想の転換にあたつて、自己否定、又は、相剋というような内的苦闘が表現されていない。

森の個人生活には、封建的な人間の持つ虚偽や矛盾や鉄面皮な悪徳は見出せない。彼が毎日西洋料理を食べた

ということだけではなく、彼の契約書を交換しての結婚式にも表現されているような、物心共に対等の人格として、妻との人間関係をいとなんていしたこと、寛子未亡人も云うように、最後にいたるまで「その生活は全く信者と同じ様な謹厳なもの」であったということ、婦人関係も潔べきであり、人力車の車夫などにもあたたかい心やりを常々示したこと等々、個人生活に美德は多々あり、私人としては立派な生活をいとんだ人物であったことは、充分に認めうることであろう。

しかし、これは、彼が近代的な人間理解を持ち、その思想に基いて生きた人であることの保証にはならない。

森の場合、西洋のヒューマニズムの思想的土壌に根をもつところのどのように立派な人間理解の内容を含んだ「信教自由論」をとなえたとは云え、「一夫一婦論」を唱え、かつ、実行したとは云え、彼においては、個人よりも、国家が絶対的存在であり、「国家のために」ということがすべての大前提であった。彼が初期に主張したような自由主義、乃至、個人主義はそこでは何ら意味的連関をもたないのである。

ドイツの場合、国家主義が盛んに論じられるにしても、たとえば、フライヒテにしても、トレルチも指摘するよう、「国家において個人道徳と合一した人類の人道主義との間の手段リ移行段階を感じるばかりでなく、その中で民族が自由な各人格から人類理性の個人的表現に合一し、かつ、この人類理性に対しても多くの国家的個性化のもとで特殊形成の関係を有するような、それ自身で倫理的に価値のある形成を感じ、……自由な道義的個人の超個人的統一として国家を感じ⁽⁴³⁾」とる。ここでは、国家を、その利己主義的な、非道徳的な悪魔的要素にもかかわらず、栄光化する場合にも、個人的道徳、国家道徳、人道主義の連関においてでなければいけない、国家主義

をも主張しえなくさせるところの西欧文化の根にある人道主義的個人主義が嚴存している。

ところが、森においては、こうした要素が全く欠如しているのであり、個人と国家との関係は何ら思想的、原理的に追求されることなしに、国家のみが、終始、絶対的存在なのである。

従つて、こうした国家観に立った森の文教政策がうち出した教育は、富強な国家の形成に役立つことで足りる国家の道具としての人間像である。そこには、個性の尊重、自発性の育成、人格としての人間の自己完成というような近代教育思想の特色としての人間観の入りこむ余地はなかった。そしてその授用した教育方法が軍隊式の一律主義、一つの型にはめて人間を铸造する器械的人間製造法にすぎなかつたことも、彼における近代的人間観の欠如を明白に物語るものであろう。

天皇の侍講で教育勅語の喚発にあたつて大きな役割を果した元田永孚が森を耶蘇教徒ではないかと疑い、忠君愛國の誠をもつて真に国家のために文教政策をたてる覚悟かと詰問⁽⁴⁴⁾しているのも、元田の文教政策と森のそれとが全く対立していたことを意味するものではない。「文明開化」の落し子とも云うべき自由民権思想が、生みの親の限界をはるかにこえて、明治政府と対立し、その顛覆をさえも目ざす急進思想に展開した時、明治絶対主義政権内にその動きを阻止しようとするにあたり、文教政策において、対立があつた。一つは伊藤博文を中心とする開明派官僚グループであり、他は元田を中心とする天皇側近の保守官僚グループであつた。それは天皇を基盤とした皇国主義的国教を樹立しようとする『教学大旨』の趣旨に反対し、一つの国教をたてるなどということは賢哲をえてはじめて可能なことであつて、政府の管制すべことではないと云つた伊藤の『教育議』に対して、元

田の『教育議附議』による反論が行われると云つた論争もそれを示すことである。そして、元田のような儒教の復活、再編成によって国教主義をうち立ててゆこうとした保守派に比べては、伊藤も、その信任の厚かった森も同じく開明派であった。明治二十二年、西村茂樹が知育と体育だけを文部省に委任し国民の德育は帝室が直接に管理すべきだと云つて宮内省に明倫院を設けることを建議した時、これに反対し、その案をつぶしたのは森文相であった。森は論語などの復活に反対し、「自他併立」の原則に基く德育を主張した。⁽⁴⁵⁾しかし、その開明派の開明性も和魂洋才のそれにとどまるものであり、その開明性によつて西洋の知識や技術を大胆に攝取して、強大な日本国家を形成しようとし、こうした国家形成を担うに堪える意識と知識と技能とをもつた人間像の鋳出を全国民において実現しようとするものであつたことにおいては、元田と森との間には矛盾は見出せないのである。⁽⁴⁶⁾

アジア各国における教育の進歩の緩慢さと比較する時、日本における教育の驚くべき徹底普及には、森の貢献は見逃せないものであると云えよう。明治十二年の自由教育令の挫折⁽⁴⁷⁾が、反動勢力の圧迫にもよるが、また同時に、自由主義思想と方法による文教政策を挫折させずにおかしい民衆の意識の低さをも実証するものであつたことを考へる時、森のような強引きも一画、必要であつたのかもしれない。しかし、日本国民の人間形成という最も重要な課題が上に見たような国家の道具としての教育人間像の鋳型と、それによる器械的製造法とによつて 急に処理されたことは、近代日本における「人間喪失」の悔を長く残す結果となつたと考えられるのである。

(2) 米人ドクトル・ハリスはスエーデンボルジアンの教義を信じる宗教家で、現今キリスト教はキリストの真正の田的に反していると考えていたようである。森と共にイギリスに留学していた鮫島尚信、吉田清成らがさきにアメリカを訪問した時ハリスに世話をなつたが、彼は日本の国風を愛し、日本の留学生たちをよく世話をしたようである。鮫島らの紹介で、森もハリスをたよってアメリカに留学することとなり、彼の家で葡萄の栽培にたずさわったり、パン焼をしたりしつつ勉強した。

海門山人の『森有礼』民友社刊(明治三〇年)によると、ハリスはプロクトンにおける「スエーデンボルジアリスト」の教会の設立者であり、「一種奇怪なる思想家諸人として其名を知る」(一八頁)れていだようである。

(3) 森有礼が、アメリカのワシントンにおける日本公使館のアメリカ人書記、チャールズ・ラムマン Charles Lamman に編集された『アメリカにおける生活と資源』“Life and Resources in America” prepared under the direction of Arinori Mori, for circulation in Japan, Washington D. C. by Charles Lamman, 1871 (明治四年) は、『宗教生活と組織』“Religious Life and Institutions” の項において、スエーデンボルジアンを「新エルサレム教会」とし、「アメリカにおけるその信徒はそつ多くはないが、一般的に教養のある人たちである。」と書いている。

(4) 明治一九年、オーストリアの首領ウイーンより伊藤が森にあてた手紙、木村匡著『森先生伝』1111—11111頁

(5) 『ふくに』(主筆、今泉源吉)昭和一三年三月号。その他同四月号、六月号にも「森有礼のおもかげ」掲載。

(6) 海門山人著『森有礼』一七頁。

(7) 海門山人『森有礼』はその点にておどろいてゐる。「金之丞(森)は初め熱心なる基督教信者なりも、ハーリスを信仰敬慕したりも。……然れども……金之丞は後半に「スピリチュアリズム」を信せりしのみならず、又自ら基督教信徒と称せられたり」110頁。

(8) 木村匡著『森先生伝』11011頁。

(9) 『明治文化全集』第一卷宗教篇、五九頁、吉野作造「日本宗教自由論解題」原文全卷収載

(10) 森は「明六雑誌」第六号(明治七年)に於ける「宗教」という文中、「余亦以為ラク政府ノ職務ハ特リ人民ノ身体及

其所有ヲ保護スルニ在ルヲ以テ教事ハ人民各自ノ所好ニ随テ為サシメ、若シ之ニ由テ外顯他人ノ妨害トナル者ハ政府宜ンク法ヲ設ケテ之ヲ制スベシ」と云ふ、ワッテル及ヒリモアの公法書中宗教の部を訳説紹介して居る。

- (11) 中村正直「人民ノ性質ヲ改造スル説」、「明六雑誌」第三〇号、明治八年。
- (12) 中村正直『泰西人ノ上書ニ擬ス』「新聞雑誌」第五六号附録、明治五年、『明治文化全集』第一五巻、思想篇に収録。
- (13) 『洋人九慮日本人二代リ或ル人ノ駁説ニ答フル文』(「ヘラルト」新聞紙ヨリ抄訳ス)、明治五年、同上第一五巻に収録。
- (14) 『西学一斑』「明六雑誌」第一〇、一一号、明治七年。
- (15) 木村匡著『森先生伝』六一一六三頁。
- (16) Life and Resources in America, by Arinori Mori は『岩倉公一行訪米始末書』“Leaders of the Meiji Restoration in America”. The Hokuseido Press に収録。「旅教生活と組織」は一一一—一四一頁。
- (17) 同二六一一七七頁。
- (18) 「明六雑誌」第八号、「妻妾論」は第八号(明治七年五月)より第一七号(明治八年二月)にわたり、五回連続。治
- (19) 阿常夫人は二男をあげたが、後年、森家の馭者とかけ落をしたが、その時、森は一言もとがめず黙してゐるし、明一九年双方面談納得のうえ、離婚約定書を取りかわして、先の結婚契約を廃止した。岩倉具視の末女寛子と明治二〇年に再婚したが、この夫人に対する夫としての森については既述した通りである。
- (20) 『泊翁西村茂樹伝』上巻、三七〇—三七一頁。
- (21) 「明六雑誌」第三〇号。
- (22) 山路愛山『基督教評論』中、「現代日本教会史論」一四五頁。
- (23) テレルチ『ヨーロッパ精神の構造』Ernst Troeltsch: “Deutsche Geist und Westeuropa” 第一編廿、「個人道徳と國家道徳」
- (24) 明治三四四年(一九一年)刊。序文に内村鑑三〇は「余は君の如き十友として有つて名譽も」、茲に此獨創的著述

を世に紹介するの榮誉に与かりしを謝す。」と書いている。秋水の帝国主義論はかの有名なノーリンの帝国主義論（一九一六年執筆、一九一七年刊）に先立つこと約一六年であることは注目に値する。

- (25) 同書、二八一三二頁。
- (26) 『國民之友』第四二一號。
- (27) 藤原喜代藏『明治 大正・昭和教育思想学説人物史』第一卷、七八四一七八五頁。
- (28) 野口援太郎師「範教育の変遷」『教育五十年』三六六一七頁。
- (28) 海門山人『森有礼』八〇一八一頁。
- (29) 同、八二頁。
- (30) 同、八一頁。
- (31) 同、八一一一頁。
- (32) 木村匡著『森先生伝』一四五頁。明治一一一年四月出版、皇典講究所講演四。
- (33) 同、一四六頁。
- (34) 海門山人『森有礼』八五頁。
- (35) 木村匡『森先生伝』一四二一一四三頁。
- (36) 同、一五〇頁、井上の代筆した森の意見書。
- (37) 『森先生伝』一五七一八頁。
- (38) 「師範教育の変遷」『教育五十年史』に収録、三六六一三六七頁。
- (39) 同、三六九一三七一頁。
- (40) 唐沢富太郎『教師の歴史』四二頁以下。
- (41) 池田栄三郎氏のカレーの表紙裏に次の英文が記されている。“Arinori Mori, a sincere and zealous servant of his country and of the Tenno, was ever sincerely unselfish, patriotic and a lover of mankind and freedom

of conscience. He may have been sometimes too eager for Japan's adoption of the Occidental civilization. But he was a sincere patriot and deserves immortal renown, because of his services in promoting the good name and prosperity of Japan.

Elliott Griffis

(42) 木村国『森先生伝』一〇三三頁。

(43) テルルチ『ヨーロッパ精神の構造』一三九頁。

(44) 元田永孚『森文相に對する教育意見書』、海後藤臣『元田永孚』一〇七—一〇九頁に收録。

「足下は僕と異に、從来米国に遊学して、耶穌一派の教師に就て非常の苦学ありと横井（小楠）より傳承せり。れば耶穌の教を信せられないことと察すれども、日本の教育も耶穌教の如く、日本人にして吾君父を闇き、耶穌師を信ずる心を惹起せしむるやうの精神は、曾て之なれど僕に於ては較見る所ありと雖ども、吾が旧県人などには、足下を疑ふ者少なからず。思ふに全国人にしても、必ず足下の宗教徒たるを是認する者多からんことを患ふるなり。足下自ら信ずる所果して如何ぞや。」と元田は云つていふ。

(45) 『文部大臣森子爵之教育意見』日下部三之介編、明治二二一年刊。

(46) 明治二十一年、伊藤博文の起草による帝国憲法草案が枢密院で審議された時、第二章の「臣民の権利義務」のところで、森有礼は原案に異議を申立てた。森の主張は臣民といふのは「サブシエクト」であり、臣民は天皇に対して分限と責任とを持つていいだけで、権利ではない。だから、権利義務という字を憲法に記載するのは穩当でない。臣民の分際、（森はレスポンシビリティの訳で、責任のことだと云う）と改むべきだと云うと改むべきだと云うのである。これに対して伊藤が「憲法ヨリ権理義務ヲ除クトキニハ、憲法ハ人民ノ保護者タル事能ハサルナリ」と反対する。すると、森はこれに対して次のように所信を述べていふ。「臣民財産及言論ノ自由等ハ人民ノ天然所特スル所ノモノニシテ、法律ノ範圍内ニ於テ之ヲ保護シ、又之ヲ制限スル所ノモノタリ。故ニ憲法ニ於テ此等ノ権理始テ生シタルモノノ如ク唱フルコトハ不可ナルカ如シ。……又臣民カ天然受クヘキ所ノ権理ヲ無法ニ取扱ヒ、徒ラニ王權ヲ主唱シテ民權ヲ保護セサルモノヲ称シテ專制ト云フ。且ツ内閣ハ臣民ノ権理ヲ保護スル為メ働くヘキモノナレハ、仮令ヒ爰ニ権利義務ノ字ヲ除クト

モ、臣民ハ依然財産ノ権利及言論ノ自由ハ保持スルモノナリ。」（清水伸『帝国憲法制定会議』二一六—二一九頁）

この、森のいわゆる「臣民分際論」に関して、丸山真男氏は次のように云つてゐる。「一方における君權の法的絶対性、他方においての市民權の事実的絶対性という森の二元論は、リアリストイックであるだけにむしろイデオロギー性はすくないだらう。それはちようど『よしやシビルはまだ不自由でもポリチカルさえ自由なら』とうたつて、私的領域における自律——社会的底辺における近代的人間関係の確立——よりも参政權の獲得に熱中した自由民權運動家の論理とうらはうの關係にある。ただその際両者とともに欠けていたのは、私的＝日常的な自由を權力の侵害から防衛するためこそ、全權力体系の正当性を判定する根拠を自らの手に確保しなければならぬという発想であった。」（現代思想講座第一一巻『現代日本の思想』三〇頁）と。森の思想を全体として見る時、私的＝日常的な自由と國家權力との間に對立、或は矛盾を自覺的に意識し、問題にしたと思える痕跡は見出し難い。つまり、森の二元論に含まれる民權論は、日本人民が天皇の臣民であるという「全權力体系」をアブリオリに承認した上で提起されているのであって、帝国憲法の論理的構成の首尾を一貫させようとする法解釈学的發言にはかならず、「財産ノ権利及言論ノ自由」を保持するための民權派としてのイデオロギー的批判ではないのである。故に、森の民權論は、民權こそ市民社会における權力体系の基礎であることを沫消し、「全權力体系」に対する批判から民權を遊離させ、私的、觀念的なものとすることにおいて、民權論そのものを骨抜きにする。このようにして、森の二元論は「全權力体系」を擁立支持するところの帝国憲法弁護論であり、絶対主義官僚のイデオロギーとしての性格をおびてゐるようと思われる。

(47) 明治十二年に田中不二麿によつて自由教育令が公布され、学制による学校行政の中央統轄と劃一主義を改め、地方の自由な方針で教育を運営することとし、学校の設置廢止も地方官の責任とし、学務委員も人民の選挙によることとし、ある年限間の強制的就学も緩和し、人民の意図による自主的な学校經營をなさしめる方針をとつたところ、就学率はおびただしく低下し、公立小学校中止、廢止の申出が頻々と出、「学制」時代に急速に進歩した小学校教育は一時瓦壊しそうな状態となつた。